

7月は福祉医療費受給者証の更新月です

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日です。令和6年度の所得判定後、該当になる人には、6月下旬に新しい福祉医療費受給者証（水色）を郵送します。

旧福祉医療費受給者証は、有効期限終了後、ご自身で破棄してください。返却の必要はありません。

*母子家庭等医療費助成制度に該当の人や令和5年度に福祉医療費受給者証が交付されていない人で、7月から新たに該当になる人には申請書類等を送付します。役場ほけん年金課で手続きをしてください。

町外に住民票がある 高校生のご家族へ

お子様の住所地で「こども医療費受給者証」の交付を受けている場合は、福崎町の受給者証を返却してください。
資格喪失届も必要となります。

*郵送可能ですので、事前にお問い合わせください。

令和6年度 福祉医療費助成制度 所得制限等一覧表

●高齢期移行者医療費助成制度（65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで）

区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外来 8,000円 入院等 15,000円
区分Ⅱ	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の人	外来 12,000円 入院等 35,400円

●重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人)

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が235,000円未満 (自立支援医療制度の所得制限基準を準用)

●乳幼児等医療費助成制度・・・所得制限なし (0歳～小学3年生まで)

●こども医療費助成制度・・・・所得制限なし (小学4年生～高校3年生まで)

●母子家庭等医療費助成制度（18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子）

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等 (扶養義務者)	0	192万円
	1	230万円
	2	268万円
	3	306万円
	4	344万円

（児童扶養手当の所得制限基準を準用）

なお、令和6年11月から、所得限度額が引き上げられる予定です。

■公費医療自己負担額助成制度について

高齢期移行者医療以外の福祉医療費受給者が、自立支援医療・(更生・育成)指定難病・小児慢性特定疾患医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療費助成制度より優先されます。

他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは、ほけん年金課 医療年金係までお問い合わせください。

問い合わせ先 ほけん年金課 医療年金係（内線356）

介護保険施設の居住費・食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・ショートステイの各サービスを利用する人のうち、次の人については居住費と食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

令和6年8月から居住費等の額が変わります。〔〕内は令和6年8月からの額です。

利用者負担段階および対象者		居住費等（日額）				食費（日額）	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室（※）	多床室	施設入所	ショート ステイ
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (320円) [550円] 〔(380円)〕	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の人	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (420円) [550円] 〔(480円)〕	370円 [430円]	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円] 〔(880円)〕	370円 [430円]	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円超の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円] 〔(880円)〕	370円 [430円]	1,360円	1,300円

■特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（）内の金額です。

■上の表に当てはまっていても、以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯でも預貯金等が下記の金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※65歳未満の人は収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円、夫婦は2,000万円を超える場合

居住費と食費の負担限度額の適用を受けるには、事前に申請が必要です

サービスを利用する前に、介護保険負担限度額認定申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用してください。

※負担軽減の有効期間は、毎年8月1日（新規認定の場合は申請月の初日）から7月31日までです。

※認定を受けている人には、毎年6月中旬に更新のご案内をお送りしています。

【申請時に必要な書類】

本人及び配偶者の「預貯金通帳・有価証券・借用証書などの現在の残高が分かる書類」の写し

※預貯金通帳は、口座番号が分かるページと、最新の残高（2か月以内）の分かるページの写し

※本人および配偶者がお持ちの預貯金口座すべての通帳の写しを添付してください。

申請・問い合わせ先 福祉課 介護保険係（内線364）

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

～地域連携センター共同研究報告～

『大庄屋三木家住宅の襖の下張文書④』

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞



第90話

川辺村（現市川町）と書かれ、次に閏11月28日から29日にかけて供された食事の献立が記されています。

末尾には「当村（東川辺村）の「御林」で、御用薪の伐採のため龍田傳右衛門殿が

お泊まりになつたので、（料理の）仕出しはこのよう

す」と書かれています。文書を作成したのは東川辺村の庄

屋・藤兵衛で、「大庄屋所」に宛てて出されています。

江戸時代の三木家は、姫路藩の大庄屋として多くの職務を担っていました。今回は、三木家の襖下張りから発見された、大庄屋の職務に関する文書を紹介します。あわせて、江戸時代の食事を垣間見てみましょう。

写真の下張り文書は、三木家住宅離れの「おへや」と「新座敷」の間仕切であつた襖の下張りに使用されていました。下張りは通常何層にも貼り重ねられており、層によつて様々な反故紙が用いられています。この文書が貼られていた層には、三木家が大庄屋として管轄する村々が役人に供した食事の献立の記録が多く用いられていました。最初に「献立」「東

あつたようです。そして、村々では出した食事をとりまとめて大庄屋に報告していました。このように、藩の役人の各村での動向、村の接待の把握も、大庄屋の職務の一つでした。それではいつたい、役人たちにはどのような食事が供されたのでしょうか。献立の中身を見てみると、

○閏11月28日夕食

平皿（玉子ふわふわ・豆腐）、汁（カブ）、ご飯

また、29日に出された味噌汁の具には、「なとう（納豆）」が使われています。納豆といえば関東という印象がありますが、当時は関西でもよく食べられていました。江戸時代の俳人・与謝蕪村は、姫路の室津で「朝靄や室の揚屋の納豆汁」という句を詠んでいます。さらに、「すゞめ」とも書かれているのですが、これはチュンチュンと鳴く雀のことと考へて良いのでしょうか？

このほかの献立が書かれたふわ」とは、江戸時代の料理本によく登場する料理です。寛永20年（1643）に刊行された『料理物語』という料理書に載るレシピには、玉子ソニヤク・松茸などが含まれています。これは煮物であつたと考えられます。味噌汁の具には、ダイコンと菜（葉物野菜）が多く用いられています。また確認されたのは一例だけですが、酒が出されることもあったようです。

この献立に関する文書を見る限り、役人たちは一泊二日でやつてくることが多かつたようです。各村の庄屋たちも、どのような食事を出すか、頭を悩ませていたのかもしれません。

ここに登場する龍田傳右衛門は、別の下張り文書に「御山方」とあり、姫路藩の所有する山林（御林）を管轄して

○29日朝食

平皿（豆腐田楽、汁（玉子・ナズナ）、ご飯

いた人物と考えられます。東川辺村のほか、辻川村・田尻村・北野村・西小畠村などにあります。

○29日夕食

平皿（八はい豆腐）、汁（納豆・スズメ）、ご飯

どうやら姫路藩の役人が職務のため各村々を訪れた際に食事を出されています。最初に「献立」「東

では文書の内容を見ていきました。最初に「献立」「東



町職員を講師として派遣します！

「福崎まちづくり出前講座」



福崎まちづくり出前講座メニュー

令和6年4月1日現在

総務課

- わがまちガイド
町の施設をご案内！
- 通訳派遣（英語）
英語の通訳を派遣します
- 選挙制度
町長選挙、町議会議員選挙のしくみ

企画財政課

- 私のまちの家計簿
福崎町の財政状況について
- まちの将来のすがた
福崎町総合計画について
- 統計から見るまちのすがた
各種統計で比較した福崎町のすがた

税務課

- 私たちの税金
町税のしくみ
- 住民税について
町県民税の賦課について
- 申告について
確定申告の書き方について

地域振興課

- 自立(律)のまちづくりについて
参画と協働による地域づくりの概要説明・事例紹介
- 福崎町の観光
福崎町の観光資源や歳時記について

生活科学センター

- 悪質商法にご用心
悪質商法の手口、対処方法について

住民生活課

- 住民基本台帳、戸籍のはなし
住基、戸籍の届出について
- ごみの分別とごみの行方
出されたごみがどのように処理され、または分別されてリサイクルされているのか
- 大雨・地震への備え
地域防災の強化のために

福祉課

- 介護保険について
介護保険制度の概要について
- このまちでいつまでも自分らしく暮らすために
地域支え合い活動・高齢者の自立支援・認知症対策等について
- サルビア号に乗ってみよう
巡回バスの利用方法等について
- フードドライブについて
フードドライブとは。フードドライブの必要性について

ほけん年金課

- 国民年金のしくみ
簡単なしくみの説明
- 国保を正しく知ろう
国民健康保険制度の概要について
- 福祉医療制度について
福祉医療制度の概要について
- 後期高齢者医療制度について
後期高齢者医療制度の概要について

保健センター

- 健康づくり講座
各世代における健康づくり、食育について

農林振興課

- 土地のはなし
土地の沿革、地租改正から地籍調査、里道・水路
- 土地改良施設管理
ため池・井堰・農業用水路等の管理
- 特産もち麦について
もち麦の栽培や特性等について
- 有害鳥獣対策について
被害防止対策について

まちづくり課

- 道路管理について
道路の維持修繕対策・交通安全対策・占用と許可など
- 道路事業・計画について
幹線道路の調査、計画から完成までの道路事業の流れ、進め方
- 河川利用と河川の役割について
治水・利水・環境に関する河川の役割と河川の利用について説明
- 公共事業の用地買収について
公共事業用地取得における考え方と流れなど
- 都市計画のはなし
福崎町の都市計画・まちづくりの手法について
- 建築物の安全性について
家を建てるときに注意するべきことについて紹介、建築基準法の趣旨及び簡易耐震診断、耐震改修促進事業の説明

上下水道課

- 水道水ができるまで（水と生活）
福崎町の水道のしくみをお話します
- 公共下水道のはなし
下水道の役割
- 内水対策について
内水対策（市街化区域における取組内容）
- 福田水源地のはなし
急速ろ過設備を導入している「福田水源地」について説明します

議会事務局

- 議会の役割と仕組み
議員定数、議会活動、委員会活動
- 請願と陳情
請願手続きと陳情

学校教育課

- 学校教育のあれこれ
就学援助制度・教育事業の紹介、Q&A
- 子ども子育て支援制度について
認定こども園、子育て支援制度、子育て支援施設
- 学校給食を知ろう
給食センターの施設見学により調理風景を見たり、給食について説明します

社会教育課

- 文化めぐりin福崎町
地元の文化財、文化施設、人物などをいっしょに検証します
- 大地に埋もれた歴史
考古資料を使って、身近な歴史を見る・触れる・考えることによって分かりやすく説明します
- みんなで考えよう人権と青少年問題
ともに明るく生きる社会をめざして！
- 男女共同参画ってなんだろう？
福崎町男女共同参画基本計画について
- 三木家住宅探検
県指定文化財三木家住宅の母家（表座敷）を探検し、三木家の魅力に迫ります

文化センター

- 学ぼう集う文化センター
各種講座の案内、施設の見学

町民の皆さんのが知りたいこと、聞きたいことをメニューから選んでいただき、町民の皆さんのが主催する会場（町内に限る）に、町職員が出向いて説明します。
詳しく述べます。
時間は午前9時から午後9時30分までの間で、2時間以内とします。なお、開催日は、年末年始・盆を除き、平日・休日を問いません。
代表者は開催しようとする日の14日前までに申込書を役場総務課へ提出してください。
総務課 行政係（内線223）までお問い合わせください。

図書館

- 図書館を楽しもう
図書館を見学してもらい、いろいろな楽しみ方・利用方法などを紹介します

エルデホール

- エルデホールってどんなところ？
ホール内の施設案内・見学をしてもらい、ホールを身近に感じてもらえるよう説明します

体育館

- エンジョイ、ニュースポーツ
カローリング、ボッチャ、グラウンドゴルフ、インディアカ、囲碁ボール、手作りレクリエーションゲーム等
- 心と体の健康づくり運動
誰でもできる健康体操、簡単筋肉トレーニング他

歴史民俗資料館

- 歴史を体験しよう
まが玉づくり、土器づくりの体験講座です
- 古代食を作ろう
縄文クッキーなどの古代食を作って食べることにより、古代人の知恵と工夫を学びます

柳田國男・松岡家記念館

- 柳田國男とその兄弟
柳田國男と松岡家の功績を紹介します



農業委員会 だより

農地の適正な管理をお願いします！

近年、農業者の高齢化や農業人口の減少などにより遊休農地が増加傾向にあります。農地が遊休化すると雑草・雜木が生い茂り、病害虫や火災の発生原因となる恐れがあります。また、有害鳥獣の隠れ場所や、廃棄物等の不法投棄の場所となることも考えられます。農地や近隣住民に悪影響を及ぼします。

農地の所有者及び耕作者には、農地を適正に管理する責務があります。これらの季節は、雑草等の成長が早くなり、病害虫や鳥獣被害も発生しやすくなりますので、早めに草刈りをするなど、農地を適正に管理しましょう。



農業委員会は荒廃農地の解消に努めています。農業委員会では、毎年8月に農地パトロールを行っています。農地パトロールで判明した遊休農地については、土地所有者等に営農の指導や利用意向調査を行い、農業上の利用地の増進を図ります。問い合わせ先（農林振興課内・農業委員会事務局）内線314・315

6月は豊かなむらを 災害から守る月間

～災害のない豊かな農村をめざして～



兵庫県では、毎年6月を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、県・市町・関係機関が協力してため池、地すべり防止区域等の点検や防災パトロールを行っています。

ため池は農業用水を貯えるだけでなく、洪水防止や生態系の保全等、さまざまな役割を担っています。農家や管理者だけでなく、地域で協力してため池や水路等の管理・点検を行い、災害を未然に防ぎましょう。

出水期の注意点

- 大雨が予想されるときは、ため池の水位を下げておきましょう。
- 洪水吐に土のうを置く等、無理な貯水は絶対にしないようにしましょう。

土砂災害に注意

予兆を感じたら早めに避難しましょう。

- 斜面の途中から水が急に湧き出した場合
- 斜面からパラパラと小石等が落ちてくる場合
- 石垣や擁壁にズレや亀裂が生じた場合

主催 兵庫県・福崎町

協賛 兵庫県土地改良事業団体連合会
兵庫県ため池等整備事業促進協議会
(社)兵庫県治山林道協会

食育通信 ~旬の食材を活用する~

生産技術や流通の向上により、季節に関係なく、1年を通して多彩な食材を簡単に手に入れることができます。しかし、野菜などは本来収穫できる食べ頃となる時期“旬”があります。旬の食材を使って料理をすると、季節を感じられる楽しい食卓となります。

旬の食材には、新鮮で美味しい・ビタミンやミネラルなど栄養価が高い・価格が安いといったメリットがあります。そのメリットを生かすことはわたしたちの健康に役立つとともに、食材を使い切ることで食品ロス削減にもつながります。

適切な食材の保存や工夫次第で料理の幅も広がり、食材を使い切ることができます。例えば、新鮮なうちに食べる、ピクルスやジャムなどの保存食にする、冷凍していたトマトをそのまま煮込み料理に応用する、などさまざまなお活用で美味しい食べることができます。

生活科学センターでは5月から10月にかけて食育推進のため、『今晚から役に立つ家庭料理』をテーマに料理教室を開催しています。参加者は毎年4月の町広報で募集をしています。

(生活科学センター)

6月マイナンバーカード 休日受付窓口を開設します

事前に電話予約をお願いします

平日の昼間にカードの申請や受け取りに来庁することが困難な人のために、休日窓口を開設します。

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係(内線372)

日 時	場 所
23日 (日) 9:00 ～12:00	住民生活課 ☎22-0560 (内線372)